

長崎のもぎき恐竜パーク指定管理の公募に関する質問回答

令和8年9月1日(火)までに受けました質問に関する回答は、以下のとおりです。
なお、質問に対する回答はホームページに掲載することになっていますので、今後の質問に対する回答については、ホームページをご覧ください。

番号	質問事項	質問内容	回答
【募集要項に関する事項】			
1	募集要項6ページ「6 経費に関する事項」の委託料の目安(軍艦島資料館)について	軍艦島資料館の委託料の目安は5年間で11,240千円(年約2,248千円。うち修繕料は年70千円)とされています。一方、共通仕様書11ページの軍艦島資料館の支出経費(修繕費・人件費を除く)は、令和4年度3,357,987円、令和5年度2,958,207円、令和6年度2,882,383円、令和7年度2,970,350円で推移しており、人件費を計上する前の段階で既に目安額を上回っています。	
		① 委託料は「支出－利用料金収入」により算定されるため、目安額は軍艦島資料館の観覧料収入を控除した後の額という理解でよろしいでしょうか。その場合、積算において想定された観覧料収入の額をお示ください。	① お見込みのとおり。 観覧料収入は積算に係る内容のためお示しできません
		② 目安額の積算にあたり、軍艦島資料館に専従職員の人件費を計上されていますでしょうか。	② お見込みのとおりです。
		③ いずれとも異なる場合は、想定される配置人員と人件費の考え方を示してください。	③ ①、②のとおりです。
2	募集要項6ページ「6 経費に関する事項」について(人件費単価の想定)	委託料の上限額の積算にあたり、市が想定されている人件費単価の考え方(長崎県最低賃金準拠、長崎市会計年度任用職員の給料表準拠、公共工事設計労務単価準拠等)をお示しいただけますでしょうか。また、館長・エデュケーター等の専門職について想定されている年間人件費の水準があればお示ください。	積算詳細については、お答えできません
		あわせて、募集要項10ページ「7 責任の分担」において「人件費等の運営費の膨張」が指定管理者の負担とされている点について、指定期間5年間の最低賃金及び法定福利费率の上昇を、提案時にどの程度見込むべきか市のお考えをお示ください。	積算詳細については、お答えできません。
3	募集要項6ページ「6 経費に関する事項」の「施設ごとの委託料の目安」の積算根拠について	委託料は「支出(施設の管理運営に係る経費)から利用料金収入を差し引いた額」(同7ページ(1))とされる一方、恐竜博物館については「施設の管理・運営にかかる経費(企画展示の開催経費及びミュージアムショップの運営経費を除く。)」はすべて委託料となります」(同7ページ※印)とされており、施設により算定の考え方が異なるものと解されます。	
		① 恐竜博物館の目安額(5年444,230千円)は、常設展示の観覧料収入を控除していない額という理解でよろしいでしょうか。	① お見込みのとおりです。
		② 恐竜広場(261,490千円)、野母崎文化センター(67,035千円)及び軍艦島資料館(11,240千円)の目安額は、いずれも利用料金収入を控除した後の額という理解でよろしいでしょうか。	② お見込みのとおりです。
		③ ②の場合、各施設について積算上想定された利用料金収入の額(年額)をお示ください。	③ 積算詳細については、お答えできません。
		④ 各施設の目安額の積算において想定された人件費の額(年額)及び配置人員数をお示ください。	④ 積算詳細については、お答えできません
		⑤ 目安額の積算において、ある施設に配置される職員の人件費を他の施設の会計に計上するなど、施設間で人件費又は利用料金収入の付替えを行っている箇所はありますでしょうか。ある場合は、その内容と按分の考え方を示してください。	⑤ ここは応募者提案部分と考えておりますので回答できません。
		⑥ 令和7年10月15日条例第58号(恐竜パーク条例別表第1・別表第2)及び同日条例第88号(軍艦島資料館条例別表)により、令和8年4月1日から利用料金の基準額が改正されております。委託料の目安の積算は改正後の料金を前提としているという理解でよろしいでしょうか。また、恐竜博物館条例についても同日条例第42号による改正(令和8年4月1日施行)がありますが、利用料金に関する変更の有無をご教示ください。	⑥ お見込みのとおりです。 使用料の新旧表を参照ください。 <u>(別紙1)</u>

番号	質問事項	質問内容	回答
4	募集要項7ページ「6経費に関する事項」(1)※印及び9ページ(4)イ「恐竜博物館」について	7ページ※印では「恐竜博物館に関しては、施設の管理・運営にかかる経費(企画展示の開催経費及びミュージアムショップの運営経費を除く。)はすべて委託料となります」とされ、9ページでは「企画展示は、常設展示の利用料金全額及び企画展示の利用料金収入を財源とし、指定管理委託料は充当できない」とされています。	
		① これは、常設展示の観覧料収入(実績:年約2,746万円～4,361万円)を委託料の算定において収入として控除せず(＝委託料を減額せず)、その全額を企画展示の財源に充てるという理解でよろしいでしょうか。	① お見込みのとおりです。
		② 第6号様式(恐竜博物館分)において、常設展示の観覧料収入及び企画展示経費をどの欄にどのように記載すればよいか、記載例をお示しいただけますでしょうか。	② 常設展示の観覧料収入は企画展の財源となるため、第6号様式の「恐竜(企画展)」シートの収入の部にある②利用料金収入の内訳に示された「恐竜博物館常設展示利用料金」に記入してください。ただし、常設展示の観覧料収入のうち、どの程度の金額をどの年度に充当するかは指定管理者の判断となり、残りは翌年度以降の企画展の財源に充ててください。なお、同内訳の恐竜博物館企画展示利用料金は企画展のチケット収入のことです。企画展示経費は、同シートの支出の部に各項目ごとに振り分けて記入してください。
5	募集要項14ページ「9公募に関する内容」(2)ウ「応募者説明会及び現地説明会の開催」について	令和8年9月4日の現地視察が、応募にあたり施設を確認できる貴重な機会と考えております。	
		① 視察の対象範囲をお示ください。特に、恐竜博物館のバックヤード(収蔵庫、オープンラボ各室、機械室・電気室、事務室)、恐竜パーク体育館(トレーニング室、器具庫等)、野母崎文化センター(多目的ホールの舞台、機械室)、インフォメーションセンター(事務室)、水仙の丘及び第2駐車場を確認することは可能でしょうか。	① 可能です。
		② 視察時の写真撮影及び計測は可能でしょうか。	② 可能です。
6	募集要項15ページ10-(2)-ア(ア)「古生物学修士の解釈」について	③ 説明会及び視察のほかに、個別に現地を確認する機会を設けていただくことは可能でしょうか。可能な場合の申込方法をお示ください。不可の場合、一般の来館者として施設を観覧することは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	③ 募集要項に記載している日時以外での応募者説明及び現地説明会は行いません。なお、一般の来館者として施設を観覧していただくことは問題ありません。
		募集要項10-(2)-ア(ア)には、「古生物学」を専門的に履修し、大学院修士課程を修了した学芸員資格を有する者を配置する旨が記載されています。そこで、次の点についてご教示ください。	
		(1)「古生物学を専門的に履修」とは、具体的にどのような学科、専攻又は研究分野を指しますか。	(1)古生物学を学ぶ講座(例:古生物学や古生物学概論等)を受講したり、古生物学を専門とする研究室に所属し、専門的な指導を受けていたりすることを想定しています。
7	募集要項15ページ10-(2)-ア(ア)学芸員の雇用形態について	(2)前回の募集要項では自然科学分野の学芸員が要件とされていましたが、今回は古生物学を専門的に履修した者へ変更されています。この変更の趣旨及び理由をご教示ください。	(2)企画展の監修を業務に追加しており、業務遂行上、古生物学に関する知識を有する者の配置を求めるものです。
		募集要項10-(2)-ア(ア)に基づき配置する、大学院修士課程を修了した学芸員について、非常勤職員又は常勤職員のいずれの雇用形態でも要件を満たすとの理解でよいでしょうか。	企画展やワークショップなどを現場で主導する立場であることから、常勤職員を配置してください。
8	募集要項15ページ募集要項10-(2)-ア(ア)育児休業・休職時の代替配置について	募集要項10-(2)-ア(ア)に基づき配置している学芸員が、育児休業又は病気等による休職となった場合、その期間中は、同号の要件を満たす別の学芸員を、非常勤職員又は常勤職員として別途採用・配置する必要がありますか。	業務ができない状態であれば、常勤職員の別途採用・配置が必要です。

番号	質問事項	質問内容	回答
9	募集要項15ページ「10 応募に関する事項」(2)ア(ア)d「恐竜広場管理業務／造園・園芸等資格」について	① 当該有資格者は恐竜パークに常勤で配置する必要がありますでしょうか。	① 常勤・非常勤は問いませんが、管理にかかる連絡調整等が長崎市と密にできる配置(指揮系統)としてください。
		② 応募団体が当該有資格者を雇用していれば足り、現場作業自体は他の職員が行うことでも差し支えありませんでしょうか。	② 有資格者が「恐竜パークに常駐しなくてもよいか」との内容と解しますが①の回答のとおり、管理の指揮系統がとれているのであれば、その体制は問いません。
		③ 造園技能士・園芸装飾技能士の級(1級・2級・3級)について指定はありますでしょうか。	③④ 代表的な公的資格を例示したもので「等」が欠落しておりました(別紙正誤表参照)。造園施工管理技士、植栽基盤診断士、公園管理運営士、樹木医など、植樹、植栽の栽培や管理計画ができる職種であれば可能です。
		④ 造園施工管理技士等の類似資格でも「造園・園芸等資格」に該当するものとして認められますでしょうか。	
10	募集要項15ページ「10 応募に関する事項」(2)ア(ア)「技術者を雇用していること(雇用見込を含む。)」について	① 労働者派遣により受け入れる者は「雇用」に含まれますでしょうか。	① 雇用には含まれません。(長崎労働基準監督署確認)
		② 個人事業主として業務委託契約(準委任契約)を締結する者は「雇用」に含まれますでしょうか。	② 委託契約であり、「雇用」(労働契約)ではありません。(長崎労働基準監督署確認)
		③ 「雇用見込」の場合、申請時に提出すべき疎明資料(採用内定通知の写し等)はありますでしょうか。	③ ありません。
11	募集要項15～16ページ「10 応募に関する事項」(2)ア(ア)の表及び(イ)なお書きについて	表では「c 建物の防火管理」及び「d 恐竜広場管理業務」の再委託の可否がいずれも「不可」とされている一方、(イ)のなお書きでは「(ア) a～dの免許又は資格等を必要とする業務については、再委託不可とし、(ア)c～hの免許又は資格等が必要な業務については、再委託可能」とされており、c及びdが「不可」と「可」の双方に該当する記載となっています。	
		正しくは「a～dは再委託不可、e～hは再委託可能」という理解でよろしいでしょうか。	大変申し訳ありません。募集要項の記載誤りです。内容についてはお見込みのとおりです。当現地説明会後に修正分を掲出いたします。
12	募集要項16ページ資格要件を満たす者の雇用時点について	募集要項等には、「(ア)a～dの免許又は資格等を有する者を雇用していること」とあり、併せて「雇用見込みを含む」と記載されています。そこで、次の点についてご教示ください。	
		(1)当該要件は、応募時点又は指定管理開始時点のいずれの時点で満たしている必要がありますか。	(1)指定管理開始時点で雇用している必要があります。
		(2)応募時点では未雇用であっても、指定管理開始までに資格要件を満たす者を雇用する具体的な予定がある場合は、「雇用見込み」に該当し、当該要件を満たすとの理解でよいでしょうか。	(2)お見込みのとおり。
13	募集要項16ページ造園・園芸等の資格要件について	募集要項等に記載されている「造園・園芸等の資格を有する者を雇用していること」について、1級造園施工管理技士や公園管理運営士の資格を有する者は、当該資格要件に該当しますか。	代表的な公的資格を例示したもので「等」が欠落しておりました(別紙正誤表参照)。造園施工管理技士、植栽基盤診断士、公園管理運営士、樹木医など、植樹、植栽の栽培や管理計画ができる職種であれば可能です。

番号	質問事項	質問内容	回答
【共通仕様書に関する事項】			
14	共通仕様書5ページ「7 職員の配置等」及び11ページ「4 各施設別支出経費」について	11ページの各施設別支出経費は「※修繕費／人件費除く」とされており、現行の人件費水準を把握することができません。適切な職員配置の提案及び収支予算書(第6号様式)の作成のため、次の事項をご開示いただけますでしょうか。	
		① 令和4年度～令和7年度の施設別・年度別の人件費実績額	①② モニタリング調査にて公表されている雇用状況を参照願います。 (別紙2)
		② 施設別・職種別の配置人員数(常勤・非常勤の別、フルタイム・パートタイムの別)	
		③ 施設別の年間延べ勤務時間数	③ 施設ごとの開館日数及び開館時間から推計してください。
		④ 次期指定期間において市が求める職員配置の水準(職種別の人数、有資格者の配置等)についてお考えがあればお示ください。	④ 各仕様書の職員の配置に関する事項のとおりです。
		なお、①～③の開示が困難な場合は、市が委託料の上限額を積算するにあたって想定された人員数及び人件費額をお示ください。	積算の詳細に係る事項については回答できません。
15	共通仕様書5ページ「7 職員の配置等」(6)「地元雇用及び現に当該管理業務を行っている職員の採用に配慮」について	① 現に従事している職員の人数・職種・雇用形態・雇用条件(賃金水準、社会保険の加入状況、勤続年数)をご開示いただけますでしょうか。	① モニタリング調査にて公表されている雇用状況を参照願います。 (別紙2) 雇用条件については情報をもっていません。
		② 継続雇用に関する意向確認は、市において実施していただけますでしょうか。	② 市では実施しません。
		③ 応募者が申請前に現行従事者へ直接接して継続雇用の意向確認を行うことは、募集要項19ページ「12 申請に際しての留意事項」(1)「接触の禁止」に抵触しますでしょうか。抵触する場合、選定後の意向確認となるという理解でよろしいでしょうか。	③ 「接触の禁止」は、次期指定管理者の選考に直接関係する者との接触を禁止するという主旨ですので、ご質問のケースは抵触しません。
		④ 審査項目「人員については、地元雇用を積極的に行うようにしているか」(配点4点)における「地元」の範囲(野母崎地区・旧野母崎町域・長崎市全域等)をお示ください。	④ 長崎市民です。
16	共通仕様書6ページ「10(2)、各施設個別仕様書の事業報告関係規定 年次事業報告書等の提出期限」について	年次事業報告書の提出期限について、共通仕様書は会計年度終了後50日以内、恐竜広場及び体育館等の仕様書は30日以内、恐竜博物館及び野母崎文化センターの仕様書は翌年度4月30日までとされています。いずれが正式な提出期限なのかご教示ください。	誤記です。正誤表を確認してください。 30日以内のため、翌年度4/30までです。
17	共通仕様書8ページ「13 実務実施上の注意事項」(4)及び各個別仕様書の防火管理業務について	① 恐竜博物館、野母崎文化センター、恐竜パーク体育館、インフォメーションセンター(軍艦島資料館を含む建物)のそれぞれについて甲種防火管理者の選任が必要でしょうか。	① 甲種防火管理者の選任が必要です。
		② 1名が複数施設の防火管理者を兼任することは可能でしょうか。	② 同一敷地内(恐竜パーク内)であり同一管理権原(指定管理者)であれば可能です。
		③ 統括防火管理者の選任を要する建物はありますでしょうか。	③ 恐竜パーク内には統合防火管理者の選任が必要な建物はありません。
		④ 防火管理者は常勤である必要がありますでしょうか。	④ 原則は常勤と考えますが、法的義務はないので、火災訓練、日常点検などに齟齬の出ないような実行性の確保ができる体制としてください。
18	共通仕様書10ページ「3 恐竜パーク組織イメージ図」及び野母崎文化センター仕様書3ページ「7 職員の配置」(1)について	組織イメージ図では「恐竜パーク統括責任者(恐竜パーク所長／恐竜博物館長)」とされ、野母崎文化センター仕様書では「長崎のもぎき恐竜パーク所長を兼務する野母崎文化センター所長を配置することとします」とされています。	
		① 恐竜博物館長・恐竜パーク所長・野母崎文化センター所長の3職を同一人物が兼務する体制が必須という理解でよろしいでしょうか。	① 必須とはしていません。
		② それぞれを分離して配置する提案は可能でしょうか。	② 可能です。
		③ 組織イメージ図はあくまで参考であり、これと異なる組織構成の提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	③ お見込みのとおりです。

番号	質問事項	質問内容	回答
19	共通仕様書11ページ「4 各施設別支出経費」の「委託料」及び「その他の経費(施設管理／消費税など)」の内訳について	各施設の「委託料」欄は年20万円～260万円程度である一方、「その他の経費(施設管理／消費税など)」は恐竜博物館で年約1,145万円(4年計約4,311万円)に上ります。各仕様書には多数の保守点検業務等が定められており、外注費を積算するため次の事項をご開示いただけますでしょうか。	
		① 「その他の経費(施設管理／消費税など)」の費目別内訳(令和4年度～令和7年度)	① 事業者のノウハウに関わる部分のため、お答えできません。
		② 各施設の別冊仕様書に定める業務(清掃、害虫駆除、機械警備、消防用設備点検、防火設備点検、自家用電気工作物保安管理、エレベーター、自動ドア、空調、恐竜ロボット、吊り展示、展示解説装置、舞台吊物装置、舞台音響・照明、移動式観覧席、非常用発電機等)ごとの現行の年間委託金額	② 事業者のノウハウに関わる部分のため、お答えできません。
		③ ②の各業務についての直営・再委託の別	③ 各施設の仕様書を参照してください。
20	共通仕様書11ページ「4 各施設別支出経費」の光熱水費について	光熱水費は金額のみが示されており、単価変動と使用量変動を分離することができません。なお恐竜広場では令和4年度4,733,715円から令和7年度2,544,991円へ約半減しています。	
		① 各施設の電気・上下水道等の使用量実績(令和4年度～令和7年度。kWh、㎡等)をご教示ください。	① <u>(別紙③)</u> のとおりです。
		② 各施設の電気の契約種別及び契約電力をご教示ください。	② 上記参照
		③ 恐竜広場の光熱水費が大きく減少した要因(設備更新、運用変更等)をお示しください。	③ 収支報告の変更によるものです。令和6年度から(一社)野母崎産業活性化協会使用分を差し引いて計上しています。

番号	質問事項	質問内容	回答
【個別仕様書に関する事項】			
21	恐竜博物館指定管理者業務仕様書4ページ「6 職員配置と研修」(1)ア「館長職の配置」について	① 館長は常勤専従(開館日を通じて勤務)であることが必要でしょうか。	① 館務を統括し、現場で指揮する立場であることから、常勤職員を配置してください。
		② 他施設の業務や応募団体内の他の役職との兼務は認められますでしょうか。	② 常勤職員として、市との随時の協議などに応じることができる体制であれば、兼務は可です。
		③ 「教員又は学芸員の実績を有する者」の「実績」とは、免許・資格の保有で足りるのか、一定年数の実務経験を要するのか(要する場合はその年数)をお示しください。	③ 単に資格を保有しているのみでなく、資格を活かした実務経験を求めますが、実務期間は問いません。確認方法としては、教育職員免許状と業務実績がわかる書類(職務経歴書等)にて確認させていただきます。
22	恐竜博物館仕様書4ページ「6 職員配置と研修」(1)イ「エドューケーターの配置」について	① エドューケーターは常勤専従での配置が必要でしょうか。非常勤又は他業務との兼務は認められますでしょうか。	① 企画展やワークショップなどを現場で主導する立場であることから、常勤職員を配置してください。恐竜パーク内の他業務との兼務は可です。
		② (ウ)により(ア)(イ)両要件を満たす者を1名のみ配置する場合、企画展示(令和10年度以降は年2回以上)、ワークショップ(土日祝・長期休暇中は1日2回以上)、講演会(年1回以上)、教育養成プログラム(年1回以上)、教員向け研修(年1回以上)、館外イベント(年1回以上)等の全てを当該1名で担うことを想定されているのでしょうか。市が想定する補助職員を含めた体制(人数)があればお示しください。	② エドューケーターについては、企画展示、ワークショップ等の教育普及活動の内容を学術的に確認する者として配置を求めています。 エドューケーターがご質問に記載の業務を1名で担う想定ではなく、ワークショップなどで実働する方は、エドューケーターの指示のもと実務ができる方の配置で想定しています。 人数については、応募団体の提案の事業内容に照らして判断してください。
		③ 「古生物学を専門的に履修し、大学院修士課程を修了した」ことの確認方法(修了証明書、成績証明書等)をお示しください。また、古生物学に隣接する分野(地質学、地球科学等)を専攻した者は該当しますでしょうか。	③ 基本的には大学院の修了証明書と成績証明書にて確認させていただきますが、その他に古生物学を専門的に学んだことが分かる資料(業績証明書や修士論文等)がございましたら、そちらについても確認させていただきます。 また、古生物学は地質学や生物学と重なる部分があることから、それら隣接する分野を学ぶ中で、古生物学の専門的な教育を受けた方は該当します。
23	恐竜博物館仕様書5ページ8(1)ア、8(4)エ「券売機等の保守及び費用負担について」	既存の券売機3台(うちキャッシュレス対応機1台)は使用する旨の記載がありますが、保守点検業務の一覧には券売機が明記されていません。次の点についてご教示ください。	券売機の保守点検業務は必須としていません。
		(1) 定期保守、故障修理及び更新は市側と指定管理者のいずれが実施するのか	(1) 定期保守点検業務は必須とはしていません。故障時の修理は、長崎市恐竜博物館指定管理業務仕様書「9施設等の修繕」のとおり。
		(2) ソフトウェア、ライセンス、通信回線、ロール紙等の消耗品及び保守契約の費用負担	(2) 指定管理者の負担となります。
		(3) キャッシュレス決済の加盟店契約、決済手数料及び売上精算の負担区分	(3) 指定管理者の負担となります。
24	恐竜博物館仕様書6ページ(1)ア(イ)「企画展示」及び長崎市恐竜博物館条例第5条・同施行規則第11条について	企画展示は指定管理委託料を充当できず、損失が発生した場合は全額指定管理者の負担とされているため、観覧料の設定自由度が収支の前提となります。恐竜博物館条例別表では、企画展示の観覧料は「企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額」とされており、上限額の定めはないものと承知しております。	長崎市恐竜博物館条例施行規則第11条に2,000円以内と規定しています。
		① 企画展示ごとに指定管理者が観覧料を提案し、教育委員会の承認を得るという手続の理解でよろしいでしょうか。承認の申請時期の目安をお示しください。	① お見込みのとおり、企画展示の観覧料は、指定管理者が提案し、教育委員会が承認を行います。 なお、観覧料の設定に関しては、企画展示の内容と不可分な要素であるため、企画展示の準備に着手する前に、企画展の承認申請として提出していただく必要があります。申請時期は、企画展示の準備期間を考慮して指定管理者により判断してください。 なお、承認の可否は、申請後7日以内を目安とします。
		② 長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則第10条第3号により、市長の承認を受けて指定管理者が割引券を発行できるものと承知しておりますが、この枠組みにより常設展示と企画展示のセット券を設定することは可能でしょうか。	② 常設展示の利用料金減免申請と、企画展示の承認申請(観覧料含む。)により可能です。
		③ 過去の企画展示の実績(会期、名称、観覧料、観覧者数、収入、開催経費)を令和4年度～令和7年度についてご教示ください。	③ <u>(別紙4)</u> をご参照ください。
		④ 巡回展を導入する場合の借用料等、企画展示の企画・調達に係る費用の水準について、お示しいただける範囲でご教示ください。	④ 費用の水準は定めていません。 常設展示による利用料金と、巡回展による利用料金が基本財源になりますので、展示内容の質、集客目標などに応じて、指定管理者によりご検討ください。

番号	質問事項	質問内容	回答
25	恐竜博物館仕様書8ページ8(2)ア(ウ)ほか「市内小・中学校等への広報物の配布方法について」	令和6年11月28日に教育委員会生涯学習施設課からメールで送付された「家庭及び学校への文書配布の申請について」では、家庭へ配布するチラシ等はtetoruによる「自治体連絡」へ移行し、配布棚を利用できる紙媒体は、家庭配布を必要としない掲示用ポスター等とされています。 一方、恐竜博物館仕様書8(2)ア(ウ)は紙媒体(A3両面程度)の作成・学校等への配布を、野母崎文化センター別冊仕様書1-1(3)イは児童・生徒世帯分のチラシの作成・印刷・学校配布を求めています。そこで、次の点についてご教示ください。	
		(1) 恐竜博物館仕様書の「配布」は、学校内への掲示・設置用か、児童・生徒を通じた家庭配布か。家庭配布の場合、tetoruによる電子配信で要件を満たし、紙媒体の印刷は不要との理解でよいか。	(1) 学校掲示用は紙媒体となりますが、児童・生徒を通じた家庭配布の場合には、長崎市立小・中学校に関しては、紙媒体に替えて、小中学校向け保護者連絡ツール「tetoru」による電子配信も可です。
		(2) 野母崎文化センターの児童・生徒世帯分のチラシも、tetoruによる電子配信で代替でき、紙媒体としての作成・印刷は不要か。	(2) 文化センター業務における児童・生徒世帯への情報提供については、基本的には野母崎地域を想定しております。内容に応じ必要な手段で行ってください。
		(3) こども園及び私立小・中学校等について紙媒体が必要となる場合、対象施設及び想定必要部数をご教示ください。	(3) 長崎市内に所在する施設を対象とします。必要部数については、 (別紙5) をご参照ください。
		(4) tetoru配信に伴う電子申請及び教育研究所内の指定パソコンによるチラシポータルへのアップロードは、指定管理者の業務に含まれるか。	(4) tetoru配信を行う場合には、指定管理者により教育委員会教育研究所へ申請手続き等を行ってください。
26	恐竜博物館仕様書9ページ8(2)イ(エ)「みなとメディカルセンター前花壇の環境整備について」	次の点についてご教示ください。 (1) 指定管理業務の対象となる花壇の位置、面積、所有者及び管理区分	(1) 花壇の位置、面積については、 (別紙6) の資料をご参照ください。オブジェの所有者は市教育委員会生涯学習施設課、土地の所有者は県になります。県へ道路占用使用許可申請手続きは生涯学習施設課で行います。
		(2) 植替え、除草、剪定、施肥、散水、病虫害防除等の具体的な作業内容及び頻度	(2) 中心部既設の広報ツールとして活用していただくため、具体的な作業内容や頻度は指定管理者の判断と考えていますが、雑草の除去は適宜行ってください。
		(3) 苗、肥料、水道、運搬及び廃棄物処分等の費用負担	(3) 指定管理者の負担となります。
		(4) 現況写真、図面、過去の作業実績及び参考経費の提供可否	(4) 不定期：雑草処理(市職員による) 令和7年6月：ソテツほかヒルサキツキミソウの植樹。 令和8年4月：ストレッチア(大：2株・小：6株)及び多肉植物(大：20株・小：130株)の植樹。 なお、積算に係るため参考経費の提供はできません。
27	恐竜博物館仕様書12ページ8(7)エ「博物館年報の作成について」	仕様書8(7)では提出物は原則電子データとされていますので、年報も電子データでの提出と理解しています。そのうえで、次の点についてご教示ください。	
		(1) 市が執筆する原稿の指定管理者への提供時期	(1) 1月末ごろを想定していますが、双方の準備状況によるため、詳細は事前の打ち合わせで決定するものと考えています。
		(2) 全体編集、校正、レイアウト、PDF化及びホームページ掲載を行う者	(2) 指定管理者の業務となります。
		(3) 写真、図表等の提供及び著作権処理の役割分担	(3) 写真や図表等の提供など、必要に応じて双方が協力することも考えられますが、原則、担当する側が責任をもって担当するページを作成する想定です。
		(4) 編集・公開に要する費用の負担区分	(4) 指定管理者の負担となります。
28	恐竜博物館仕様書3ページ4、14ページ8(9)ア「常設展示室展示替えに伴う休館等について」	令和9年度に予定されている常設展示室展示替えについて、次の点をご教示ください。	
		(1) 仕様書にある「9月下旬から10月下旬」の具体的な休館開始日・再開日、対象区域及び工程	(1) 現時点で具体的日時は未定です。
		(2) 当該臨時休館日を年間45日未満の休館日数に含めるのか	(2) 展示替えによる臨時休館の日数は、年間45日未満の休館日には含めません。
		(3) 休館等により利用料金収入やショップ収入が減少した場合の取扱い	(3) 展示替えに係る休館分は補填しません。 「等」が何を指すのか不明ですが、災害時を指すのであれば協議事項と考えます。
29	恐竜博物館仕様書15ページ「10 経理等について」(1)「会計区分」について	「施設運営に係る業務を行う者で、企画展示に係る業務又はミュージアムショップに係る業務を兼務する者の人件費は、全額この(施設運営)会計で計上」「企画展示会計・ミュージアムショップ会計の人件費については専属職員のみ計上」とされています。	
		① この整理によれば、兼務者を中心とした配置とした場合、企画展示会計及びミュージアムショップ会計の人件費はゼロとなりますが、その理解でよろしいでしょうか。	① お見込みのとおりです。
		② 同仕様書6ページ(1)ア(イ)bの「収支が均衡する内容で提案」という企画展示の収支判定も、上記会計区分に基づき(兼務者の人件費を含めずに)行うという理解でよろしいでしょうか。	② お見込みのとおりです。
30	恐竜博物館別冊仕様書4、野母崎文化センター別冊仕様書2「機械警備装置の設置について」	別冊仕様書では、未使用新品の警備装置を指定管理者負担で設置し、指定期間終了後15日以内に撤去することとされています。	装置劣化によるセキュリティリスクがあるため、仕様のとおりにしてください。
		現在設置されている警備装置、センサー、配線及び通信回線を次期指定管理者が引き継ぎ、又は利用することは可能でしょうか。	

番号	質問事項	質問内容	回答
31	軍艦島資料館指定管理者業務仕様書4ページ「5 職員の配置等について」と令和6年度モニタリング結果(54ページ)との関係について	仕様書は「職員の勤務形態等については、常時1名以上配置することとし」と定めていますが、長崎市が公表しておられる令和6年度指定管理者制度モニタリング結果(議会資料)54ページ「利用者からの意見に対する主な対応状況」では、「ガイドはいないのか。」との意見に対する対応として「常駐はしていないものの、パーク職員が随時対応している。」と記載されています。	
		① 現行の運用は、軍艦島資料館に専従職員を常駐させず、インフォメーションセンター等の職員が随時対応するものという理解でよろしいでしょうか。	① チケット販売等の受付業務として職員を常駐している。軍艦島資料館の専属ガイドは配置していません。
		② 次期指定期間においては、仕様書の記載のとおり資料館内に常時1名以上を在室させることを求められるのでしょうか。それとも現行と同様の随時対応で差し支えないのでしょうか。	② 軍艦島資料館の業務を行う者として常時1名以上配置することとなります。
		③ ②により常時在室を求められる場合、当該人件費は軍艦島資料館の委託料の目安(年約2,248千円)の積算に含まれているのでしょうか。	③ お見込みのとおりです。
32	野母崎文化センター指定管理者業務仕様書3ページ「7 職員の配置」(2)について	「社会教育主事有資格者又は3年以上の社会教育の経験がある者を、インフォメーション又は恐竜パーク事務所に常勤として1名以上配置する」とありますが、ここでいう「常勤」とは、	
		① 週の所定労働時間がフルタイム(週38時間45分又は40時間程度)である者	②です。
		② 雇用形態を問わず、開館日において常時1名が配置されている状態のいずれを指すものでしょうか。また、雇用形態(正職員・契約職員・パートタイム等)について指定はありますでしょうか。	雇用形態についての指定はありません。
33	野母崎文化センター別冊仕様書5-2(1)「自家用電気工作物の年次点検頻度について」	点検頻度に「年次点検(需要設備)毎月1回」とありますが、「年1回」の誤記でしょうか。	訂正します。 別紙正誤表 を確認ください。
34	恐竜広場【恐竜パーク体育館以外】仕様書6ページ「1 施設の維持管理 施設の維持管理一覧表」について	恐竜広場清掃業務(85,802㎡・1日1回以上)、水仙の丘維持管理業務(62,000㎡)、水仙植栽等業務、芝等管理業務(7,788㎡・年7回)、樹木等維持管理業務(3,136本)、第2駐車場トイレ清掃業務(1回/日)等について、	
		① 指定管理者が自ら雇用する職員により実施することを前提とされていますでしょうか。	①② 募集要項の「10-(2)参加に関する条件-ア-(ア)」のとおり、雇用いただくことになります。
		② 専門業者への再委託(市長の承認を得たうえで)を前提とされていますでしょうか。	
		③ 現行の実施体制(直営・再委託の別、再委託の場合の業務ごとの年間委託金額)をご教示ください。	③ 現状は「直営」となっていますが、直営・再委託並びに積算に関する部分は応募者の提案部分となるためお示しできません。
35	恐竜広場仕様書1-1(6)ウ、3「急速充電設備の管理運営について」	駐車場には急速充電設備付き区画1台分が記載されています。充電設備の所有者及び運営者並びに、保守点検、故障修繕、緊急対応、電気料金、通信費、決済手数料等の負担者と、利用料金収入の帰属をご教示ください。既存の運営・保守契約を引き継ぐ場合は、契約条件及び直近の利用・収支実績もご提示ください。	「仕様書7」を補足します。急速充電設備の保守点検や故障対応は長崎市環境部で実施しますので、管理の対象物件ではありません。駐車スペースの清掃等が対象となります。 ・所有者:長崎市 ・運営:(株)エネゲート

番号	質問事項	質問内容	回答
【提出様式に関する事項】			
36	指定管理者指定申請に係る宣誓書(第4号様式)第1項と、募集要項14ページ「10 応募に関する事項」(1)「応募資格」との関係について	第4号様式第1項には「長崎市内に事業所又は事務所等を有し、その営業年数が3年以上ある者であり、当該事務所等において従業員を雇用していること。」と記載されています。 一方、募集要項14ページ「10 応募に関する事項」(1)「応募資格」は、冒頭に「市内及び市外を問わず広く募集を行います。」と明記したうえで要件をア～スに列挙しており、長崎市内に事業所等を有することを要件としていません。また同16ページ(3)イでは「長崎市内に事業所又は事務所等(以下「事業所等」という。)を有さない者も共同事業体の構成団体となることができます。」とされています。 なお、第4号様式の第2項から第14項までは募集要項(1)応募資格のア～スと順に対応しており、第1項のみが対応する規定を欠いております。	
		① 第4号様式第1項は誤記であり、長崎市内に事業所等を有しない者も単独で応募することができるという理解でよろしいでしょうか。	① 大変申し訳ありません。ご指摘のとおりです。
		② 誤記でない場合、募集要項(1)の「市内及び市外を問わず広く募集を行います」との関係をご教示ください。	② 誤りです。
		③ 共同事業体で応募する場合、募集要項19ページ【注意事項】の記載により構成員すべてが第4号様式を提出することとされていますが、長崎市内に事業所等を有しない構成員は第1項をどのように取り扱えばよろしいでしょうか(記載を削除する、「非該当」と付記する等)。	③ 第4号様式を変更いたしますので、その書式を提出願います。
		④ 第4号様式について、修正版を配布していただけますでしょうか。	④ 別添のとおりです。
		※ 宣誓書は「虚偽でないことを誓約」する文書であり、募集要項20ページ「12 申請に際しての留意事項」(5)により提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とされていることから、申請書類の準備に先立ち取扱いを確定させたく、お尋ねするものです。	
37	第5号様式(事業計画書)「地元採用における「地元」の定義について」	第5号様式(事業計画書)における「地元採用」の「地元」とは、野母崎地区、長崎市内又は長崎県内のいずれの範囲を指すのか、具体的な定義をご教示ください。	「長崎市民」を指します。
38	第5号様式(事業計画書)「委託料上限額における人件費・物価高騰の反映について」	委託料上限額には、指定管理期間中に見込まれる人件費の上昇及び物価高騰を反映した要素が含まれていますか。含まれている場合は、人件費及び物価について、それぞれどの程度の上昇率(%)を想定して算定されているか、ご教示ください。	積算に係ることなので回答できません。
39	第5号様式(事業計画書)別紙のデータ形式及びページ数について	第5号様式(事業計画書)において「別紙可」とされている項目について、別紙を作成する場合のデータ形式(Word、PowerPoint等)に指定はありますか。また、別紙のページ数に制限がある場合は、その上限をご教示ください。	データ形式の指定はなく、上限もありません。
40	収支予算書(第6号様式)作成のための実績値の開示について	収支予算書の作成に必要となるため、次の実績値(令和4年度～令和7年度・年度別)をご開示いただけますでしょうか。	
		① 恐竜パーク体育館の利用料金収入	① <u>(別紙7)</u> のとおり
		② 恐竜広場の行為の許可に係る収入及び許可件数	② <u>(別紙8)</u> のとおり
		③ インフォメーションセンターの利用者数	③ インフォメーションセンター利用者はカウントしていません。
		④ 恐竜博物館ミュージアムショップの売上高・売上原価・利益	④ 事業者のノウハウに関わる部分のため、非公表となります。
		⑤ 恐竜博物館の常設展示の観覧者数の内訳(有料・減免(無料)の別)	⑤ 年度: 有料・無料 R4: 130,940人・22,823人 R5: 101,897人・16,531人 R6: 83,590人・16,810人 R7: 110,433人・19,238人
		⑥ インフォメーションセンター内で地域団体が占有しているスペースの電気使用料相当額(募集要項4ページ)	⑥ 年額約1, 512千円を見込んでいます。

番号	質問事項	質問内容	回答
【その他に関する事項】			
41	19 軍艦島資料館の観覧料及び減免の適用実態について	軍艦島資料館は委託料の目安(年約2,248千円)に比して観覧料収入への依存度が高いと考えられ、収支予算の積算にあたり単価構成の把握が不可欠です。なお、長崎市軍艦島資料館条例施行規則第11条により、①長崎市在住の身体障害者手帳等の所持者及び介助者1名、②長崎市に所在する学校(大学・高等専門学校を除く)及び児童福祉施設等の行事における観覧者、③長崎市内の大学等に在学する留学生、④長崎検定3級以上の所持者・さるくガイド・長崎市観光大使等が全額減免、⑤市外に住所を有する障害者手帳等の所持者及び介助者1名が5割減免、⑥市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券の提示者が当該割引額の減免とされているものと承知しております。	
		① 令和4年度～令和7年度の観覧料収入額(年度別)をご教示ください。	① <u>（別紙7）</u> のとおり
		② 同期間の入館者数の内訳(一般420円適用者数、小中高210円適用者数、全額減免適用者数。減免についてはできる限り上記①～④の区分別に)をご教示ください。	【入館者数内訳】 令和4年度：一般：25,176人、小中高生：4,455人、全額減免(無料(幼児)含む)：3,158人 令和5年度：一般：30,792人、小中高生：4,089人、全額減免(無料(幼児)含む)：3,873人 令和6年度：一般：40,606人、小中高生：4,932人、全額減免(無料(幼児)含む)：4,161人 令和7年度：一般：42,617人、小中高生：4,419人、全額減免(無料(幼児)含む)：3,479人 【全額減免適用者内訳】 令和4年度：①197人、②841人、③26人、④0人 令和5年度：①264人、②853人、③19人、④1人 令和6年度：①224人、②573人、③12人、④1人 令和7年度：①192人、②257人、③24人、④1人、 ※全額減免(無料(幼児)含む)の人数は、①～④の合計、60歳以上の減免者、幼児及びその他の人数となります。 ※長崎市軍艦島資料館条例施行規則第11条については、令和8年4月1日から改定されています。60歳以上の者については、改定後は減免の対象ではありません。
		③ 令和7年10月15日条例第88号により別表が全部改正され、令和8年4月1日から一般420円・小中高210円とされていますが、改正前の観覧料の額をご教示ください。また、令和4年度～令和7年度の収入実績は改正前の料金によるものであり、収支予算書の作成にあたっては改定率を勘案する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	③ <u>（別紙1）</u> を参照願います。 後段はお見込みのとおりです。
		④ 旅行代理店等との送客契約に基づく手数料又は割引の有無・水準、及び規則第11条第1項第3号に基づく割引券の発行実績(券種・割引額・枚数)をお示しください。	④ 事業者のノウハウに関わる部分のため、お答えできません。
		⑤ 入館者数が令和3年度14,283人から令和7年度50,515人へ増加した要因についての市の分析と、指定期間中の見通しについてお考えがあればお示しください。	⑤ コロナ禍からの回復、共通チケットの販売、恐竜博物館の企画展の人気による影響、軍艦島を舞台としたテレビドラマ放映の影響等が考えられます。

番号	質問事項	質問内容	回答
42	恐竜博物館と軍艦島資料館の共通チケットについて	長崎市が公表しておられる令和6年度モニタリング結果(議会資料)62ページの総括コメントに「恐竜博物館との共通チケットの販売などの取組みが行われており」と記載されています。	
		① 共通チケットの券種、価格及び販売実績(令和4年度～令和7年度)をご教示ください。	① 券種及び価格:一般500円、小・中学生240円 実績は次のとおり 年度:一般・小中学生 R4:18,456人・3,601人 R5:24,526人・3,444人 R6:29,975人・3,938人 R7:28,546人・2,981人
		② 共通チケットによる収入を恐竜博物館と軍艦島資料館の各会計に按分する際のルールをお示しください。	② 按分ルールは特に定めていませんが、施設の利用料金の基準額に応じた按分が望ましいと考えます。
		③ 次期指定期間においても共通チケットの販売が求められますでしょうか。価格設定は指定管理者の提案によることが可能でしょうか。	③ 共通チケットの金額は、指定管理者の提案により、市が承認します。
		④ 各施設の観覧者数の集計において、共通チケット利用者はそれぞれの施設の入館者数に計上されているという理解でよろしいでしょうか。	④ お見込みのとおりです。
43	「長崎のもざき恐竜パーク(恐竜広場行為等・体育館利用料金の減免について)」の適用実績について	減免率は、市又は市の機関の利用及び市内の学校・児童福祉施設等の利用が100%、市内の障害者団体・社会福祉事業を行う団体・社会教育関係団体・スポーツ振興団体・自治会等の利用が50%とされています。	
		① 令和4年度～令和7年度における恐竜パーク体育館及び恐竜広場の減免適用実績(減免区分別の件数、減免前の使用料相当額、実収入額)をご教示ください。	① 令和7年度の減免実績となりますが、342件1,191,290円です。
		② 体育館の利用のうち、市内の学校・スポーツ振興団体・自治会等による利用が占める割合をご教示ください。	② 例年およそ11%となっています。
		③ 令和7年10月15日条例第58号により恐竜パーク条例別表第1及び別表第2が改正され、令和8年4月1日から適用されていますが、改正前の額をご教示ください。また、令和4年度～令和7年度の収入実績は改正前の料金によるものという理解でよろしいでしょうか。	③ <u>(別紙1)</u> を参照ください。 後段の質問は、お見込みのとおりです。
44	恐竜博物館の利用者数の目標値について	長崎市が公表しておられる令和6年度モニタリング結果(議会資料)62ページの総括コメントに、「市が指定管理者公募時に示した12万人」との記載があります。	
		① 次期指定期間においても、市から目標入館者数が示されるのでしょうか。示される場合はその数値をお示しください。	①②③ 今回の公募にあたっては、市から目標人数はお示しません。長崎市恐竜博物館指定管理者業務仕様書2(8)に記載の実績を参考に、応募団体おて目標者数を設定し、それに見合う事業計画をご提案ください。
		② 事業計画書(第5号様式)に記載する利用者数の目標値について、設定の基準(過去実績の平均、市の目標値等)をお示しください。	
		③ 恐竜博物館の観覧者数は令和6年度129,673人、令和7年度211,167人と年度による変動が大きいところ、収支予算書の作成にあたりどの水準を標準として見込むべきか、市のお考えがあればお示しください。	